

長 建 協 発 第 3 9 4 号
平 成 2 7 年 1 2 月 4 日

各 支 部 長 様

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

75歳以上の者を経營業務の管理責任者・専任技術者及び建設業法施行令
第3条に規定する使用人とする申請に係る常勤性確認について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚
くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり会員専用ホームページへ掲載いたしましたのでお
知らせ申し上げます。